春日部市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

春日部市保育の必要性の認定に関する条例（平成１７年条例第９１号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（保育の必要性の認定基準） 第２条 (11)　育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設（法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設をいう。）又は特定地域型保育事業（法第43条**第２項**に規定する特定地域型保育事業をいう。）（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	（保育の必要性の認定基準） 第２条 (11)　育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設（法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設をいう。）又は特定地域型保育事業（法第43条**第３項**に規定する特定地域型保育事業をいう。）（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。